閉院に伴う変更等にご注意を

市立病院が閉院します

市立病院の閉院と最終診療日

市立病院は、国立病院機構弘前病院との再編により、3月31日をもって閉院します。最終診療日は次のとおりです。なお、外来の最終診療日は診療科ごとに異なりますので、ご注意ください。

最終診療日	
入院	3月11日（金）
外来	3月18日（金）

他の医療機関への紹介

4月以降も治療が必要な人には、3月18日までに、病状に合わせて適切な医療機関を紹介します。

患者や家族の皆さんの意向を踏まえ、病状を考慮した上で適切な医療機関を紹介しますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、予約が必要な医療機関もありますので、事前に紹介先の医療機関へご連絡ください。

診断書・証明書の発行

診断書や証明書が必要な人は、発行までに時間がかかるため、3月18日までにお申し込みください。4月1日以降は、医師による作成が必要な診断書・証明書等は発行できなくなります。
※領収証明書等の発行は可能。

市立病院の診察券

診察券は、国立病院機構弘前病院（4月1日からは弘前総合医療センター〈仮称〉）では使用できません。

【市立病院の診察券を提示でバス運賃が100円に】

市立病院の患者が弘前総合医療センター（仮称）を初めて受診する場合、弘前駅から弘前総合医療センター（仮称）間の路線バスの乗車時に区間特別運賃（100円）が適用されます。患者本人と付き添い1人までが対象で、バス運賃を支払う前に、市立病院の診察券を運転手に提示してください（2回目以降の受診は弘前総合医療センター〈仮称〉の診察券を提示）。その他のバス路線の変更などについては、広報ひろさき3月1日号に掲載予定です。
※既に診察券を捨ててしまったなどで再発行を希望する人は、3月18日までに市立病院受付窓口へ申し出てください（手数料55円が必要です）。

市立病院の診療録（カルテ）

診療録（カルテ）は最後に診療を受けた日から5年間保存していますので、その期間は自身のカルテの写しを請求することができます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種

閉院に伴い、一般市民向けの3回目の接種を行いません。1・2回目を市立病院で接種した皆さんは、最寄りの医療機関へお申し込みください。

診療費等の支払い

3月31日までは次のとおり市立病院の窓口での支払いが可能です。3月12日以降は窓口での受付時間が変更になりますので、ご注意ください。

市立病院の窓口で支払いが可能な時間帯	
3月11日まで	午前8時30分～午後8時（土・日曜日、祝日も可）
3月12日～31日	平日の午前8時30分～午後6時／土・日曜日、祝日の午前8時30分～午後5時

未払いの診療費等がある人は、できるだけ早くお支払いください。4月1日以降は納入通知書を発行しますので、最寄りの金融機関の窓口で納めていただきます。口座振込も可能ですが、振込先が変更となりますので、事前にお問い合わせください。

■問い合わせ先　市立病院医事課（☎34-3211）

農作業の省力化・効率化を支援

令和4年度弘前市農作業省力化・効率化対策事業費補助金の公募開始

▼公募期間　2月14日（月）～3月11日（金）
▼対象　市内農業者、市内に本店を有する農地所有適格法人、市内農業者で組織する団体
▼事業内容と補助対象経費　①農業機械導入支援…農業経営に要する機械の導入にかかる経費／②集出荷環境整備支援…ほ場内での荷さばき場や作業道の整備にかかる経費／③農業用ハウス整備支援…農業用ハウスの整備に要する経費
▼補助率・補助上限額　補助対象経費の実支出額（税抜き）の3分の1に相当する額以内（上限…①・③＝50万円／②＝23万円）
※［新設］認定新規就農者および一定の要件を満たして規模拡大を行った認定農業者については、補助対象経費の実支出額（税抜き）の2分の1に相当する額以内（上限…①・③＝100万円／②＝40万円）
▼その他　複数のポイント項目を設定し、より多くのポイントを獲得した応募者から採択します。提出書類や要件等については問い合わせを。
※この事業に関する予算は、3月に行われる定例市議会で審議されます。予算案の可決をもって事業を実施します。
■問い合わせ・応募先　農政課（①…☎40-0656、②…☎40-7102、③…☎40-0504）

高齢者の皆さんの安心のために

ただいまサポート事業を利用しませんか

市の高齢化率は年々増加しており、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となっています。高齢化の進行に伴い、認知症高齢者数の増加が懸念され、2025年には高齢者の5人に1人が認知症の可能性があるといわれています。

市では、認知症やその疑いのある高齢者が安心して外出し、無事に「ただいま！」と帰宅できるように、本人の情報を事前に市に登録しておき、警察や協力機関と連携する仕組みを構築しています。自宅への帰宅に不安がある人は、ぜひ事前登録をおすすめします。

▼対象　弘前市に住所を有する65歳以上の人で、認知症やその疑いにより外出時の帰宅に不安がある人（65歳未満でも、若年性認知症などで同様の不安がある場合も申請できます）
▼申請できる人　本人、親族、成年後見人（保佐人・補助人含む）
▼申請手続き　登録申請書、登録者情報届出書、本人の写真（上半身と全身の2枚）を介護福祉課または市内の地域包括支援センターに提出
※登録申請書と登録者情報届出書は市ホームページに掲載しているほか、介護福祉課に備え付けています。／申請受付後、登録番号を記載した反射シール（6枚）、アイロンシール（6枚）、キーホルダー（3個）を配付します。
▼料金　無料

【行方不明高齢者の発見活動への協力事業所募集】

行方不明者が発生した際、協力機関として登録した事業所に行方不明者の情報を提供します。通常業務の範囲内で、行方不明者に似た特徴の人を見かけた場合に、本人への声かけや弘前警察署への連絡をお願いします。
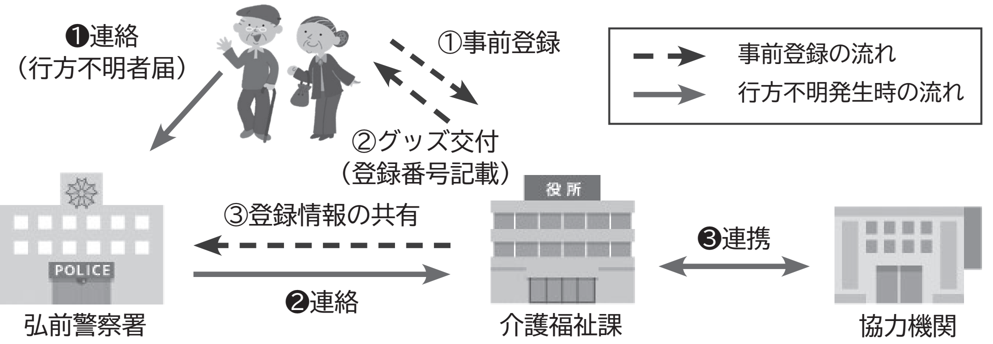
▼登録方法　協力機関登録申請書を介護福祉課に提出
※協力機関登録申請書は市ホームページに掲載しているほか、介護福祉課に備え付けています。
■問い合わせ・申請先　介護福祉課自立・包括支援係（市役所1階、☎40-7072）